

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第65号

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成19年静岡県規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報告された処理状況の公表事項等） 第16条 条例第17条第2項の規定による公表は、同条第1項の産業廃棄物処理業者に係る次に掲げる事項について行うものとする。 (1)・(2) （略） (3) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては次に掲げる事項 ア 産業廃棄物の<u>種類ごと及び月ごとの</u>保管が行われる施設への産業廃棄物の搬入量 イ 産業廃棄物の<u>種類ごと及び月ごとの</u>保管が行われる施設からの産業廃棄物の搬出量 (4) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にあつては次に掲げる事項 ア 事業場ごと、<u>産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの産業廃棄物の受入量</u> イ 事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと、<u>処分方法ごと及び月ごとの産業廃棄物の処分量</u> (5) （略） 2 （略）	（報告された処理状況の公表事項等） 第16条 条例第17条第2項の規定による公表は、同条第1項の産業廃棄物処理業者に係る次に掲げる事項について行うものとする。 (1)・(2) （略） (3) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、<u>次に掲げる事項</u> ア 産業廃棄物の保管が行われる施設への産業廃棄物の<u>種類ごとの年間の</u>搬入量 イ 産業廃棄物の保管が行われる施設からの産業廃棄物の<u>種類ごとの年間の</u>搬出量 (4) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、<u>次に掲げる事項</u> ア 事業場ごと<u>及び</u>産業廃棄物の種類ごとの<u>年間の</u>受入量 イ 事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと<u>及び</u>処分方法ごとの<u>年間の</u>処分量 (5) （略） 2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。